

平成30年10月19日

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

1 根 拠

千葉県環境影響評価条例（平成10年6月19日 条例第26号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称：市川市
- (2) 対象事業の種類の詳細：廃棄物焼却施設の設置
- (3) 対象事業実施区域の位置：市川市田尻1003番地外
- (4) 対象事業の規模：処理能力約440トン/日（3炉）

3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

市川市、船橋市

4 事業計画概要書

送付：平成28年 9月 2日（金）
公告：平成28年 9月20日（火）
縦覧：平成28年 9月20日（火）～10月20日（木）

5 環境影響評価方法書

送付：平成28年10月 7日（金）
公告：平成28年10月21日（金）
縦覧：平成28年10月21日（金）～11月21日（月）
方法書説明会：平成28年11月12日（土）、13日（日）＜市川市内＞
住民等意見提出期限：平成28年12月 6日（火）⇒ 意見無し
市町村長意見提出期限：平成28年12月19日（月）⇒ 意見無し
知事意見提出：平成29年 2月 7日（火）

6 環境影響評価準備書

送付：平成30年 9月11日（火）
公告：平成30年 9月25日（火）
縦覧：平成30年 9月25日（火）～10月24日（水）
準備書説明会：平成30年10月13日（土）、14日（日）＜市川市内＞
住民等意見提出期限：平成30年11月 8日（木）
市町村長意見提出期限：平成30年12月 7日（金）
知事意見提出期限：住民等意見についての見解書の送付から120日以内

7 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（準備書）

（1）諮問、審議 : 平成30年10月19日（金）